

3. 京内の宅地割と坪内区画施設

今回の調査では、平城京左京三条二坊三坪内の宅地割について次の点が明らかとなった。奈良時代前半のB期には三坪の東西中心線をまたぐ建物(SB2980)が存在し、一町を占める宅地割が想定できること。つづく奈良時代中頃のC期にも一町を占める宅地割が推定でき、宅地内が坪の東西中心線にのる南北堀(SA2970)やそれと直交する東西堀(SA2960)によって区画され、その各区に整然と建物群が配置されていることなどである。こうした一町規模の宅地をもち、その坪内を掘立柱堀によって区画するという状況は、これまで調査された左京三条二坊の六坪宮跡庭園や十五坪の貴族の邸宅と同じ様相である。

そこで、平城京内における坪内区画施設と宅地割との関係について考察を進めてみよう。条坊の坪内を区割する施設には、(1)坪を分割する宅地割にかかる宅地割施設、(2)一つの宅地内を区画する宅地内区画施設の二つの性格が考えられる。この二つは(1)が宅地班給と結びつくいわば公的な面をもつ一方、(2)は宅地班給後の私的な施設であるという意味でも機能の差があり、坪内を区画する遺構は両者を区別してその性格を検討する必要があろう。

平城京内の発掘調査によってこれまで知られた宅地割の例と坪内区画施設の例をまとめると、tab. 4 のようになる。これをみると、坪内区画施設には①坪内小路、②溝、③掘立柱堀の三種の遺構が検出されている。これ以外に、特殊な例として④堀河によって坪が2分される場合があり、また遺構の検出しにくい、⑤簡易な木柵様の施設も想定される。ここで(1)宅地割と(2)宅地内区画という性格の面とこれら諸遺構のあり方を合せ考えてみると、これまでのところ(1)宅地割施設には①坪内小路や②溝が、(2)宅地内区画施設としては③掘立柱堀がみられるという傾向が認められる。この傾向が一般化できるかどうかは、まだ京内の調査事例が少いためさらに今後の調査が待たれるが、傾向として指摘しておきたい。

条坊位置	時代	宅地割	宅地割施設	宅地内区画施設	文献
左京	一条三坊十五・十六坪	奈良初期	2町		『平城宮発掘調査報告VI』1975
	二条三坊十三坪	奈良後半	南北1½町か	坪内小路	『昭和56年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1982
	三条二坊十四坪		2町か		『奈良国立文化財研究所年報1968』
	三条二坊三坪	奈良前～中	1町（以上）		本報告
	三条二坊六坪	奈良時代	1町（以上）		『平城宮左京三条二坊六坪発掘調査概報』1976～1980
	三条二坊九坪	奈良後半	1町（以上）		『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』1981
京	三条二坊十五坪	～8世紀末～8世紀末～	1町 東西1½町		『平城宮左京三条二坊』1975
	三条四坊七坪	奈良初～後奈良末期	南北1½町 1町	坪内小路	『平城宮左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980
	四条四坊九坪	奈良前半 奈良中頃	南北1½か1½町 東西1½町以上	溝	『平城宮左京四条四坊九坪発掘調査報告』1983
	五条一坊四坪		1½町	溝→堀	『昭和49年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1975
	五条二坊二坪	奈良第2期		堀（南北4分）	『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和57年度』1983
	五条二坊十四坪	～天平末年～延暦3年	南北1½町、北坊・坊町 1町	溝	『奈良市埋蔵文化財調査報告書昭和54年度』1981
右京	八条三坊九坪	I期 II期	東半南北1½町ないし1½町	堀河・細溝 堀河・細溝	『平城宮左京八条三坊発掘調査概報』1976
	八条三坊十坪	I期 II期	東半東西1½町か 東西1½町	堀河・？ 堀河・細溝	同上
	二条二坊十六坪	奈良前半 奈良後半	南北1½町（以下） 南北1½町（以下）	坪内小路 坪内小路	『平城宮右京二条二坊十六坪発掘調査概報』1982
	五条四坊三坪	奈良前半	1½町以下		『平城宮右京五条四坊三坪発掘調査概報』1977
	八条二坊十二坪	730～750～	南北1½ないし1½町	堀	『平城宮西市跡』1982

tab. 4 平城京内の宅地割と坪内区画施設